

7 神電健第 555 号
令和 7 年 8 月 1 日

事 業 主 様

神奈川県電子電気機器健康保険組合理事長



19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について(通知)

平素より当健康保険組合の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 7 月 4 日付厚生労働省保険局長通知が発出され、令和 7 年度税制改正において、昨今の人手不足における就業調整対策等の観点から、19 歳以上 23 歳未満の者への特定扶養控除の要件見直し等が行われたことを踏まえ、被扶養者の認定要件における年間収入を 150 万円未満として取り扱うこととされました。

つきましては、別添通知にご留意いただくとともに、被保険者様へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 認定要件の変更

認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を 130 万円未満とするものについて、19 歳以上 23 歳未満である場合には 150 万円未満として取り扱う。

※被保険者の配偶者を除く

※年齢は、その年の 12 月 31 日時点

2. 適用年月日 令和 7 年 10 月 1 日

注) 上記年齢に対する年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いに変更はありません。

○詳細は別添通知によりご参照ください。

- ・厚生労働省保険局長通知「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について」
- ・厚生労働省保険局保険課通知「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定に関する Q & A について」

以上